

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 野村設備**
 住所 **大阪府大阪市淀川区西三田1丁目9番34号**
 代表者氏名 **代表取締役 野村喜代治** 印
 電話番号 **06-6350-0350**
 FAX番号 **06-6350-0356**
 メールアドレス **nomura2@gol.com**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者

大阪府大阪市淀川区西三国1丁目9番34号

株式会社野村設備

代表取締役 野村喜代治



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシカイシャ ノムラセツビ 株式会社野村設備		
住所	大阪府大阪市淀川区西三国1丁目9番34号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ノムラキヨジ 代表取締役 野村喜代治		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
事業者住所 事業所 電話番号 FAX番号	東大阪市横枕西 163-11 072-964-9976 072-966-2828	大阪市淀川区西三国 1丁目9-34 06-6350-0350 06-6350-0356	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市淀川区西三国一丁目9番34号
株式会社野村設備

会社法人等番号	1200-01-129462	
商号	株式会社野村設備	
本店	大阪市淀川区西三国一丁目9番34号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成2年8月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水工事、衛生設備工事、空調設備工事、電気工事の設計、施工 2. 消防設備工事の設計、施工並びに保守、点検業務 3. 配管工事業、鋼構造物工事業 4. 土木工事業、大工工事業、ほ装工事業、とび土工事業 5. 鉄筋工事業、機械器具設備工事業 6. 一般建築工事の設計、施工並びに監理 7. 建物の増改築工事の設計、施工 8. 建物外構工事、内装仕上工事の設計、施工 9. 造園工事業 10. 不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介 11. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	
資本金の額	金1000万円	平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 3日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。 平成22年 1月18日変更 平成22年 1月20日登記	
役員に関する事項	取締役 野村喜代治	平成22年 1月18日就任 平成22年 1月20日登記

大阪市淀川区西三国一丁目9番34号
株式会社野村設備

	大阪府東大阪市稲田本町一丁目13番6号 代表取締役 <u>野村喜代治</u>	平成22年 1月18日就任
		平成22年 1月20日登記
	大阪府東大阪市御厨中一丁目6番9号 代表取締役 <u>野村喜代治</u>	平成27年 4月20日住所 移転
		平成27年 6月17日登記
登記記録に関する 事項	平成20年2月11日大阪府東大阪市横枕西11番6号から本店移転 平成20年 2月21日登記	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成30年 8月22日

大阪法務局東大阪支局
登記官

田 島 和 昭



定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社 野村設備 と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、給排水工事、衛生設備工事、空調設備工事、電気工事の設計、施工
- 2、消防設備工事の設計、施工並びに保守、点検業務
- 3、配管工事業、鋼構造物工事業
- 4、土木工事業、大工工事業、舗装工事業、とび土工事業、
- 5、鉄筋工事業、機械器具設置工事業
- 6、一般建築工事の設計、施工並びに監理
- 7、建物の増改築工事の設計、施工
- 8、建物外構工事、内装仕上工事の設計、施工
- 9、造園工事業
- 10、不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介
- 11、前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数)

当社の発行する株式の総数は400株とし、その株式はすべて額面株式とする。

第 6 条 (額面株式の1株の金額)

当社の発行する額面株式の1株の金額は、金 50,000.円とする。

第 7 条 (株式の記名式、株券の種類)

- ① 会社の発行する株式は、端数を除き すべて記名式とし、株券の種類は、1株券、10株券、50株券及び100株券の四種類とする。
- ② 当社端株は、無記名とし、端株券の種類は、0.01端株券、0.05端株券、0.1端株券、及び0.5端株券の四種類とする。

第 8 条 (株券の不所持の申出)

株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申し出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

第 9 条 (株式の譲渡制限に関する規定)

当社の株式を譲渡するときは、当社の承認を受けなければならない。

第 10 条 (名義書換)

当社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

但し、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。

第 11 条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当社の株式につき質権の登録又は、信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名または、記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は、表示の抹消についても同様とする。

第 12 条 (株券等の再発行)

株券の再発行を請求する時は、請求書に次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 株券の喪失による場合には、除権判決の正本または謄本
2. 株券の分割、併合または汚損等による場合はその株券
3. 前各号の規定は、端株券について準用する。

第 13 条 (手数料)

前 3 条に定める請求する場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第 14 条 (株主名簿の閉鎖)

当会社の毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日迄 株主名簿の記載の変更を停止する。

- ②. 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定する為必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を 2 週間前に公告するものとする。

第 15 条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主は、株端原簿に記載された端株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた時も、その事項につき 同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 16 条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に召集し臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを召集する。

第 17 条 (議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役で定めた順序により他の取締役がこれに当たり、取締役の全員に事故があるときは、出席株主中から選任された者がこれに代わる。

第 18 条 (決議)

株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。但し、法令またはこの定款に別段定めによるべき場合はこの限りではない。

第 4 章 取締役、監査役及び取締役会

第 19 条（取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役は1名以上、監査役は無しとする。

第 20 条（取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役及び監査役の任期は、就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

第 22 条（役員の欠員）

取締役に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かさないかぎりその補欠選任を延期し、または行わなくてよい。

第 23 条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを召集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。

- ② 取締役全員の同意ありたるときは、召集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

第 24 条（代表取締役及び役付き取締役）

当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名おくことができる。

- ② 取締役社長は当会社を代表する。
- ③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

第 5 章 計 算

第 25 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの一期とする。

第 26 条 (余剰金の配当)

余剰金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う

第 27 条 (配当金の除斥期間)

余剰金の配当が、支払の提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

以上が当会社の現行定款である。

平成 27 年 9 月 30 日

本書は原本と相違ない事を証明します。

平成 30 年 8 月 22 日

大阪府大阪市淀川区西三国1丁目9番34号

株式会社野村設備

代表取締役 野村嘉代治

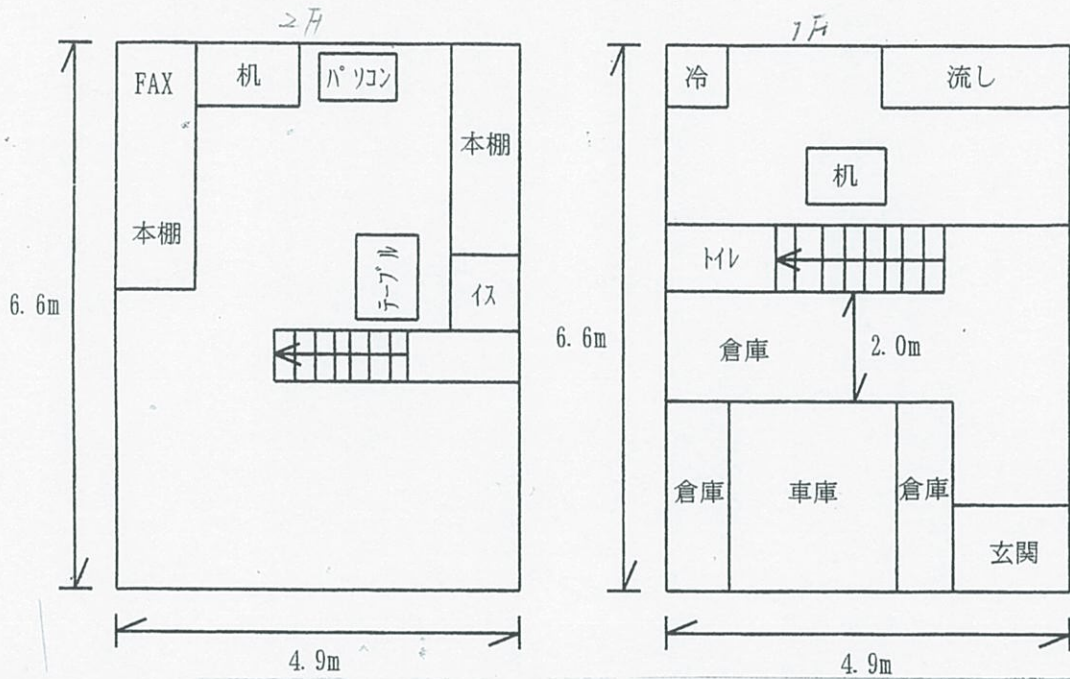


営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積

64.88 m²



付近見取図



(注意)

- 1 営業所の写真は、外部及び内側の状態がわかるもの数枚添付すること。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法等を記入すること(図面添付可)。
- 3 付近見取図は、主な目標を入れて、わかりやすく記入すること。

事務所：外部



事務所：内部

